

柴田町役場庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月23日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第14号

柴田町役場庁舎管理規則の一部を改正する規則
柴田町役場庁舎管理規則（昭和48年柴田町規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入り<u>及び行為</u>の制限等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 何人も庁舎内での撮影、録音、録画、放送、インターネットを利用した配信その他これらに類する行為（以下「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、町が指定している場所での撮影等、職員が職務上行うもの及び管理責任者が認めた撮影等については、この限りでない。</u></p>	<p>(立入りの制限等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。